		I	ZO ZEZZKICKI	, 0×H0×H W		一十成24年0月1日 11以以平天1	7年即次た/で至	フィドサベジムが		1		公益法人の場	<u></u>	
物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所 属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	企画競争又は公 募	随意契約によることとした会計 法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役 員の数	公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札·応募 者数	備考
【TEC(能登)】用車 両借り上げ	支出負担行為担当官 中国地方整備局長 中崎 剛 広島県広島市中区上八丁堀6-30	令和6年3月5日	株式会社日産カーレン タルソリューション 福岡県福岡市博多区 博多駅東3-10-15 アトルビル2F	4040001013464		会計法第29条の3第4項及び 予決令第102条の4第3号 「災害時における車両の調達 に関する協定書」に基づく、令 和6年能登半島地震の被災状 沢調査のため	3,589,456	3,589,456	100.00%					
州は水ボッブ部席	支出負担行為担当官 中国地方整備局長 中崎 剛 広島県広島市中区上八丁堀6-30	令和6年3月11日	株式会社クボタ 大阪府大阪市浪速区 敷津東1-2-47	1120001037978	公募	会計法第29条の3第4項及び 予決令第102条の4第3号 公募手続を実施した結果、他 者の参加意思表明がなかった ため	11,110,000	11,110,000	100.00%					
令和5年度降雪時 巡回・除雪補助作 業(その1)	分任支出負担行為担当官中国地方整備局 鳥取河川国道事務所長 貴田 勝太郎 鳥取県鳥取市田園町4-400	令和6年3月12日	八幡コーポレーション (株) 鳥取市南隈835	5270001000793		会計法第29条の3第4項及び 予決令第102条の4第3号 当該業者は、災害応急対策活動等に関する基本協定締結 有であり、基本協定者に対し 行った、本作業の緊急要請を 迅速に受諾した業者であり、か つ人員及び資機材を有してい ることから、本作業に対応し得 る唯一の業者であったため。	2,083,479	2,083,479	100.00%					
令和5年度樋門操 作等委託料	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 日野川河川事務所 長 大塚 尚志 鳥取県米子市古豊千678	令和5年4月3日	南部町長 鳥取県西伯郡南部町 法勝寺377-1	1000020313891		河川法第99条に基づく地方公 共団体への委託契約	非公表	1,102,500	-					単価契約 契約金額は 4月~3月分 3月でがかる 金準を上 回ったため
令和5年度照明車 派遣	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 出雲河川事務所長 小谷 哲也 島根県出雲市塩冶有原町5-1	令和6年3月19日	出雲土建(株) 島根県出雲市知井宮 町138番地3	5280001003093		会計法第29条の3第4項及び 予決令第102条の4第3号 出雲河川事務所長と「災害応 意対策活動等に関する基本協 定(災害対策用機械)と締結 し、今回の出動要請に対して早 急な対応ができる唯一の業者 であるため。	8,052,000	8,052,000	100.00%					
令和6年能登半島 地震給水支援作業 (その2)	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 三次河川国道事務 所長 北木 清治 広島県三次市十日市西6-2-1	令和6年3月22日	(株)砂原組 広島市中区平野町1- 16	3240001005252		会計法第29条の3第4項及び 予決令第102条の4第3号 「災害応急対策活動等に関す る基本協定【工事】に基づき現 地支援活動を行なう期間の出 動について確認した結果、迅速 かつ適正に遂行できる唯一の 業者であったため。	非公表	2,750,000	-					

			及び公金広人に対り	の文山の公衣・点	奥の万里に ついて	平成24年6月1日 行政改革美企] 本即次足川=基	ノノ旧載の公開					
物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所 属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	企画競争又は公 募	随意契約によることとした会計 法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役 員の数	公益法人の場合 国所管、都 道府県所管 の区分	合 応札·応募 者数	備考
令和6年能登半島 地震給水支援作業 (その3)	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 三次河川国道事務 所長 北木 清治 広島県三次市十日市西6-2-1	令和6年3月22日	松江土建(株) 島根県松江市学園南 二丁目3番5号	1280001000697		会計法第29条の3第4項及び 予決令第102条の4第3号 「災害応急対策活動等に関す る基本協定【工事】」に基づき現 地支援活動を行なう期間の出 動について確認した結果、迅速 かつ適正に遂行できる唯一の 業者であったため。	非公表	5,830,000	_				
令和6年能登半島 地震給水支援作業 (その4)	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 三次河川国道事務 所長 北木 清治 広島県三次市十日市西6-2-1	令和6年3月22日	(株)伏光組 広島市南区出島1-3 3-61	2240001010410		会計法第29条の3第4項及び 予決令第102条の4第3号 「災害応急対策活動等に関す る基本協定【工事】」に基づき現 地支援活動を行なう期間の出 動について確認した結果、迅速 かつ適正に遂行できる唯一の 業者であったため。	非公表	4,004,000	_				
令和6年能登半島 地震給水支援作業 (その1)	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 三次河川国道事務 所長 北木 清治 広島県三次市十日市西6-2-1	令和6年3月27日	山陽工業株式会社 広島市中区十日市町1 -1-9	8240001009315		会計法第29条の3第4項及び 予決令第102条の4第3号 「災害応急対策活動等に関す る基本協定【工事】に基づき現 地支援活動を行なう期間の出 動について確認した結果、迅速 かつ適正に遂行できる唯一の 業者であったため。	非公表	2,970,000	_				
地震災害対策用機	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 中国技術事務所長 高木 繁 広島県広島市安芸区船越南2-8- 1	令和6年3月14日	沼田建設(株) 広島市安佐北区可部3 -3-30	2240001008685		会計法第29条の3第4項及び 予決令第102条の4第3号 当該作業の実施にあたって は、災害対策用機械について方 法を熟知し、衆急時に迅速な 対応が可能な体制が整備さき 対策本部がの緊急を が変であり、 計量が必要であり、 動の有無し、及び黒、対し出 動の有無しながある。 がといるが必要であり、 動の有無しながある。 がといるが必要であり、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が	非公表	2,824,800	-				
市和6年能登于局	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 中国技術事務所長 高木 繁 広島県広島市安芸区船越南2-8-1	令和6年3月14日	山陽建設(株) 広島県三原市宮沖1- 13-7	6240001039594		会計会第29条の3第4項及び 予決令第102条の4第3号 当該作業の実施にあたって は、災害対策用機械について方 法を熟知し、緊急時に迅速な 対応が可能な体制が整備さき 対策本部がの緊急を が強の場合の緊急を が強の場合が必らの緊急を が強を があるとが必らの緊急を 対策本部が及び 制助の複混し出 動の有無、及だ制、 動の有無、及だ制、 が本件を迅速を が本件を迅速を が本件を迅速を があったた かめ、	非公表	5,830,000	-				

					1	一十成24年0月1日 11以以平天1	3 1 APD 17C7 1 = I	- 1117 112 - 1717			1	公益法人の場合	슴	
物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所 属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	企画競争又は公 募	随意契約によることとした会計 法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役 員の数	公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札·応募 者数	備考
地震災害対策用機	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 中国技術事務所長 高木 繁 広島県広島市安芸区船越南2-8- 1	令和6年3月14日	錦建設(株) 広島市中区国泰寺町2 丁目5-4	6240001008319		会計法第29条の3第4項及び 予決令第102条の4第3号 当該作業の実施にあたって は、災害対策用機械について 機械の特殊性、機能、操連な 対応が可能な必要であり。 対応が可能な必要であり。 対策本部が自然の緊急を対し、 対策本部が必要であり。 対策本部が必定であり。 対策本部がを確認した結果、当該業者 が本件を迅速かつ適正に遂行 め。	非公表	1,813,900	-					
地震災害対策用機	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 中国技術事務所長 高木 繁 広島県広島市安芸区船越南2-8-1	令和6年3月14日	山陽工業株式会社 広島市中区十日市町1 -1-9	8240001009315		会計法第29条の3第4項及び 予決令第102条の4第3号 当該作業の実施にあたって は、災害対策用機械について 機械の特殊性、機能、操使な 対応が可能必要であり、災害 対応が可能必要であり、災後、 対策本部からの緊急要請対し共 動のを認し、政体要があり、災後、 各災害時協力協定社にである が本件を迅速を表わし時間 が本件を迅速を表わったた め。	非公表	1,078,000	-					
市和6年能登千島 地震災害対策用機 域験学・場体(その	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 中国技術事務所長 高木 繁 広島県広島市安芸区船越南2-8- 1	令和6年3月14日	株式会社伏光組 広島市南区出島1-3 3-61	2240001010410		会計法第29条の3第4項及び 予決今第102条の4第3号 当該作業の実施にあたって は、災害対策用機械について は、災害対策用機械について 技術の特殊性、機時に迅速な 対応が可能な映であり、災害 対策本部からの緊急要請後、 各災害時協力協定社に対し出動の有無、及び出動までの時 動の有無、及び出動までの時 が本件を迅速かつ適正に遂行 できる唯一の業者であったた め。	非公表	3,021,700	-					
持管内災害応急対 策作業その13(7	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 松江国事務所長 近藤 弘嗣 島根県松江市西津田2-6-28	令和6年3月6日	株式会社中筋組 島根県出雲市姫原町2 62	24000507000		会計法第29条の3第4項及び 予決令第102条の4第3号 緊急の災害対応の必要が生 じ、事前に「災害応急対策活動 等(土木工事等)に関する基本 協定を締結した者と契約し、災 害対応を実施したため。	非公表	3,828,000	-					

			1		1	十成24年0月1日 11以以平天1					1	公益法人の場合	a	
物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所 属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	企画競争又は公 募	随意契約によることとした会計 法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役 員の数	公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札·応募 者数	備考
令和5年度鳥取河 川国道事務所管内 災害応急対策作業 (8月17日~21 日)	分任支出負担行為担当官中国地方整備局 松江国事務所長近藤 弘嗣 島根県松江市西津田2-6-28	令和6年3月6日	前田道路株式会社中 国支店島根営業所 島根県出雲市斐川町 神氷933	25000624000		会計法第29条の3第4項及び 予決令第102条の4第3号 緊急の災害対応の必要が生 じ、事前に「災害応急対策活動 等(土木工事等)に関する基本 協定を締結した者と契約し、災 害対応を実施したため。	非公表	1,034,000	_					
	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 松江国事務所長 近藤 弘嗣 島根県松江市西津田2-6-28	令和6年3月6日	松江土建株式会社 島根県松江市学園南2 -3-5	25000645000		会計法第29条の3第4項及び 予決令第102条の4第3号 緊急の災害対応の必要が生 じ、事前に「災害応急対策活動 等(仕木工事等)に関する基本 協定を締結した者と契約し、災 害対応を実施したため。	非公表	1,980,000	-					
	分任支出負担行為担当官中国地方整備局 松江国事務所長近藤 弘嗣 島根県松江市西津田2-6-28	令和6年3月11日	日特建設株式会社 東京都中央区東日本 橋3-10-6	24000736000		会計法第29条の3第4項及び 予決令第102条の4第3号 緊急の災害対応の必要が生 じ、事前に「災害応急対策活動 等(仕木工事等)に関する基本 協定を締結した者と契約し、災 害対応を実施したため。	非公表	1,231,516	_					
	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 松江国事務所長 近藤 弘嗣 島根県松江市西津田2-6-28	令和6年3月11日	松江土建株式会社 島根県松江市学園南2 -3-5	25000645000		会計法第29条の3第4項及び 予決令第102条の4第3号 緊急の災害対応の必要が生 じ、事前に「災害応急対策活動 等(土木工事等)に関する基本 協定を締結した者と契約し、災 害対応を実施したため。	非公表	13,948,000	_					
	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 松江国事務所長 近藤 弘嗣 島根県松江市西津田2-6-28	令和6年3月11日	出雲土建株式会社 島根県出雲市知井宮 町138-3	21000442000		会計法第29条の3第4項及び 予決令第102条の4第3号 緊急の災害対応の必要が生 じ、事前に「災害応急対策活動 等(仕木工事等)に関する基本 協定を締結した者と契約し、災 害対応を実施したため。	非公表	1,320,000	-					
令和5年度松江維 持管内災害応急対 策作業(1月22日)	分任支出負担行為担当官中国地方整備局 松江国事務所長近藤 弘嗣島根県松江市西津田2-6-28	令和6年3月11日	松江土建株式会社 島根県松江市学園南2 -3-5	25000645000		会計法第29条の3第4項及び 予決令第102条の4第3号 緊急の災害対応の必要が生 じ、事前に「災害応急対策活動 等に制する基本 協定を締結した者と契約し、災 害対応を実施したため。	非公表	8,140,000	_					

												☆益法人の場	-	
物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所 属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	企画競争又は公 募	随意契約によることとした会計 法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役 員の数	公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札·応募 者数	備考
持管内災害応急対 策作業その7(12	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 松江国事務所長 近藤 弘嗣 島根県松江市西津田2-6-28	令和6年3月12日	株式会社中筋組 島根県出雲市姫原町2 62	24000507000		会計法第29条の3第4項及び 予決令第102条の4第3号 緊急の災害対応の必要が生 じ、事前に「災害応急対策活動 等(土木工事等)に関する基本 協定を締結した者と契約し、災 害対応を実施したため。	非公表	10,604,000	-					
	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 松江国事務所長 近藤 弘嗣 島根県松江市西津田2-6-28	令和6年3月15日	株式会社都間土建 島根県雲南市三刀屋 町給下622-1	24000194000		会計法第29条の3第4項及び 予決令第102条の4第3号 緊急の災害対応の必要が生 じ、事前に「災害応急対策活動 等(仕木工事等)に関する基本 協定を締結した者と契約し、災 害対応を実施したため。	非公表	2,847,900	-					
	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 松江国事務所長 近藤 弘嗣 島根県松江市西津田2-6-28	令和6年3月15日	株式会社みたこ土建 鳥取県米子市八幡48 6-1	14000890000		会計法第29条の3第4項及び 予決令第102条の4第3号 本作業は、早期に交通の安定 を目的としており、緊急の必要性 により通常の競争に付すること ができないため、松江維持山 援所管内で工事を施工中の 着であり、地域の情勢にも精通 者であり、地域の情勢にも精通 力対応が可能であることから 契約の相手方としたものである。	非公表	1,362,803	-					
持管内災害応急対 策(12月18日~2	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 松江国事務所長 近藤 弘嗣 島根県松江市西津田2-6-28	令和6年3月15日	株式会社みたこ土建 鳥取県米子市八幡48 6-1	14000890000		会計法第29条の3第4項及び 予決令第102条の4第3号 本作業は、早期に交通の安全 を目的としており、周辺状況等 を踏まえれば、緊急の必要性 により通常の競争に付すること ができないため、松江維持山 援所管内で工事を施工中の 着であり、地域の情勢にも精通 者であり、地域の情勢にも精通 しており、当該業者のみが早期 の対応が可能であることである。	非公表	1,247,886	-					